

京都市公営企業管理者
交通局長 北村 信幸 様

京都市交通局入札に関する苦情申出

先般、令和 8 年 7 月 14 日公告の京都市交通局「二条駅冷凍機及び冷却塔更新工事」を 7 月 31 日に応札したところ、開札予定日の 8 月 3 日に入札手続きが保留となりました。その後、交通局より施工実績についての問い合わせが電話にてありました。

翌日に落札決定通知書が送付されたとのメールを受け確認したところ、他社が落札とされていました。8 月 4 日に入札執行結果詳細を確認したところ弊社は失格となっていました。弊社の入札額は、105,050,000 円で予定価格（109,700,000 円）内の範囲内かつ最低制限価格（101,421,000 円）以上であったため、最低の価格をもって入札を行った者となり、入札参加資格の確認が行われたと推測します。その確認において入札参加資格がないと認められた場合は、「その者の行った入札は無効とする」と公告にあるのですが、入札執行結果においては「失格」と記載されていました。

8 月 5 日、午後 1 時に京都市交通局高速鉄道部 技術監理課 機械設備係長 中野倫幸氏他 2 名と弊社社長が、打合せさせていただきましたところ、ターボ冷凍機の更新工事の実績には当たらないとの説明を受け、第 3 者の判断に委ねることになりました。

8 月 11 日に局へ「失格」となったことについて問い合わせに伺ったところ入札参加資格がないので「失格」としたとの回答でした。その後、電話にて「失格」は局の間違いであったとのことで「無効」とされました。

この入札物件の入札参加資格である施工実績は、公告 3. 入札参加資格に関する事項 (1) のエ（ウ）では『ターボ冷凍機（能力 150USR t 以上）の新設工事又は更新工事であること。』と明記されています。弊社は、施工実績として「ターボ冷凍機（能力 150USR

t 以上) の更新工事」で入札参加したのですが施工実績なしと判断されたようです。

ターボ冷凍機の更新工事としては、3 パターンがあります。

- ① ターボ冷凍機からターボ冷凍機への更新工事。
- ② ターボ冷凍機から他の冷凍機への更新工事。
- ③ 他の冷凍機からターボ冷凍機への更新工事。

弊社の実績とは平成 25 年 9 月 20 日公告の「烏丸線四条駅冷凍機更新工事」であります。既存のターボ冷凍機からスクリー式冷凍機への更新工事であり、「京都市交通局競争入札等取扱要綱」第 14 条 (3) では、『発注する契約と同種の契約の履行実績があること。』と記載されてあります。ターボ冷凍機とスクリー式冷凍機は同種であるとの見解であります。

「京都市交通局入札及び契約に関する苦情処理要綱」に則って苦情申出を提出いたします。何卒よろしくお願い申し上げます。

令和 8 年 8 月 12 日

京都市中京区壬生相合町 71 番地

三和管工株式会社

代表取締役 石倉 宏